葉山町下水道事業等を補完する官民出資会社
パートナー事業者事前公募に係る募集要項

令和８年１０月

葉山町下水道課

目　　次

第１ 募集の趣旨 2
１ 官民出資会社の設立目的 2
２ 募集要項の位置付け 2
第２ 基本的事項 3
１ 官民出資会社の運営に関するスキーム 3
２ パートナー事業者の契約期間 3
第３ 官民出資会社の概要 4
１ 商号 4
２ 主たる事業所 4
３ 資本金 4
４ 出資構成 4
５ 機関構成 4
６ 株 4
７ 業務領域 4
第４ パートナー事業者の制限事項等 5
１ 官民出資会社の情報に関する留意事項 5
２ 利益相反取引の制限 5
３ 入札等の競争性の阻害に関する制限 5
第５ 応募者の参加資格要件 6
１ 応募者の構成 6
２ 応募者の要件 6
第６ 応募に関する手続き 8
１ 事前公募スケジュール 8
第７ その他パートナー事業者の公募に関し必要な事項 9
１ 問合せ先及び各種書類提出先 9

第１ 募集の趣旨

１ 官民出資会社の設立目的

（１） 背景

葉山町の下水道事業は平成４年度に事業着手し、平成 11 年３月に供用を開始して以来 25 年を経過している。下水道普及率は 85.1%（令和７年度末）で、令和 7 年度までに全体計画区域 513ha の概成を目指して、未普及地域の解消に積極的に取り組んできました。

管渠新設整備に加え、浄化センターおよび中継ポンプ場における機械・電気設備の増設・改築に伴う建設改良費や維持管理費の増加、さらには工事発注や各種業務に対応するための執行体制の確保、適切な使用料の設定、財源確保など、多岐にわたる課題への対応が求められる状況です。

各種課題への対応と解決のための一つの方策として、官民連携手法の導入の有効性を検討するとともに、執行体制の持続可能性の検討、適切な官民連携事業の設定及び導入に向けての検討を行ってきました。葉山町下水道事業の官民連携における役割分担に関する考え方は、次のように整理しています。

- 下水道事業の公権力の行使のほか、政策・経営判断及び業務管理など方針決定・説明責任に関する業務は町が主動的に実施する。
- 経営判断や計画策定等に当たっては、質的・量的に事業運営体制を補完・強化するため、民間の技術力・マネジメント力を活用する。
- 工務や維持管理業務は、個別委託や直営業務をできるだけまとめて包括化し事業者に委ねる。

葉山町の持続的な下水道事業の実施に資することを目的に、民間事業者の技術・経営ノウハウや創意工夫を活かした長期にわたる一体的な事業運営により、町民サービスの向上、公共用水域の水質保全、脱炭素、経費削減、更新費用の抑制等、将来にわたって持続可能な下水道事業の運営を目指しています。

（２） 目的

社会経済情勢の変化が激しさを増す中で、これまで積極的に取り組んできた官民連携の取組を一層深化させるための次の一手として、下水道事業等の補完と技術の継承を担う新たな組織を設立し、執行体制の強化を図ります。

新たな組織の形態としては、町が有するノウハウと民間事業者の高度な専門知識や新たな知見等の融合による相乗効果が期待できることから、「官民出資株式会社」とします。

２ 募集要項の位置付け

本公募は、葉山町と株主間協定を締結した上で出資を行い、葉山町と共同で官民出資会社を組成し、官民出資会社の経営に関与する者（以下「パートナー事業者」という。）を募集するものです。

第２ 基本的事項

１ 官民出資会社の運営に関するスキーム

官民出資会社の設立・運営方法は図１のとおりです。

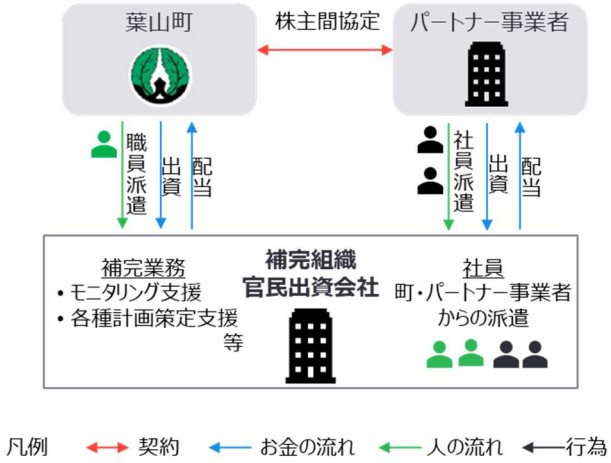


図１　官民出資会社の運営スキーム

（１） 組織の設立

① 葉山町及びパートナー事業者が発起人となり、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として官民出資会社を設立する。

② 葉山町は職員を、パートナー事業者は社員を、官民出資会社に派遣する。

（２） 組織の設立

① 葉山町と官民出資会社は、業務項目、仕様及び経費の算出方法等を定めた実施協定を事業開始時点で締結する。当該年度の業務項目、仕様及び金額については、毎年度の委託契約によるものとする。葉山町は、業務委託契約書に定めるところにより、契約金の範囲内で契約の既済部分に相当する金額を部分払することができる。

② 葉山町は、業務の成果に対する業務委託料及び官民出資会社が主催する研修に係る負担金のみを官民出資会社に支払うものとし、その他公的支援は行わない。

２ パートナー事業者の契約期間

官民出資会社は、葉山町下水道事業等の運営を永続的に支援するために設立するものであり、葉山町とパートナー事業者の間で締結する株主間協定においても、将来にわたる継続的な連携を前提とした内容を定める。

なお、社会経済情勢等に応じて業務領域や注力するべき分野が変化していくことから、官民出資会社は、３～５年度程度を期間とした中期経営計画を定め、自らモニタリングを行うこととする。官民出資会社は、中期経営計画の期間を終了後に、成果を踏まえてパートナー事業者の追加の必要性や執行体制の在り方等について検証を行い、葉山町及びパートナー事業者に結果を報告する。報告を葉山町及びパートナー事業者は、対応について協議し、株主として必要な措置を講じる。

第３ 官民出資会社の概要

１ 商号

会社の商号は、葉山町が立案し、パートナー事業者と協議の上、決定する。

２ 主たる事業所

神奈川県葉山町に置く。

３ 資本金

20,000 千円とする。

４ 出資構成

葉山町が 51%、パートナー事業者が 49%を出資する。

５ 機関構成

取締役会及び監査役を設置する。

なお、取締役の任期は２年として、員数は３名とする。

葉山町は取締役候補者２名（うち１名を代表取締役候補者として）を、パートナー事業者は取締役候補者１名を指名する権利を有する。

監査役の任期は４年とし、員数は１名とする。

６ 株

発行株式の株は 2,000 株とし、１株当たりの金額は 10,000 円とする。

発行株式はすべて会社法第２条第 17 項に規定される譲渡制限株式とする。定款には、会社法第 107 条第２項第１号に基づく株式の譲渡制限について定めることとし、株式を譲渡する場合には、官民出資会社の株主総会において普通決議を必要とする。

なお、会社法第 136 条に規定される譲渡承認請求を行う場合には、その当事者は他の株主に対して譲渡先、譲渡株式数を示して事前に協議を行うこととする。

７ 業務領域

① 計画策定支援

葉山町下水道事業の運営が持続可能なものとなるよう、投資試算及び財源試算に基づく下水道使用料の改定検討・経営戦略の改訂や、施設の点検及び改築・修繕に関するマネジメント計画等の立案を支援する。

② 事業運営支援

葉山町下水道事業が管理する施設に係る公共工事や設計業務や水の官民連携事業等について、管理監督の効率化と品質確保を図るため、発注者の支援を行う。

③ 技術継承支援

葉山町の職員の技術力向上に向けた支援を行うとともに、業務執行において生じる技術的課題に対して専門的見地から助言を行う。

第４ パートナー事業者の制限事項等

１ 官民出資会社の情報に関する留意事項

① パートナー事業者は、官民出資会社の株主として把握した官民出資会社の情報について、会社法に定められた株主としての権利を行使する目的以外に使用してはならない。

② 官民出資会社の役員及び従業員は、業務に従事する中で得た秘密情報を、在職中及び退職後において、第三者に公表、開示してはならない。

２ 利益相反取引の制限

① パートナー事業者が官民出資会社に派遣する役員及び社員は、パートナー事業者又はパートナー事業者と資本面又は人事面において密接な関連のある者を履行監視の対象とする官民出資会社の業務に一切関与してはならない。

② 本項については、株主間協定書締結後、書面により誓約させるものとする。なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 50%を超える株式を有し、又はその出資総額の 50%を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。

３ 入札等の競争性の阻害に関する制限

① 官民出資会社は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の更生を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第２条第１項に規定される「特定法人」に該当するため、官民出資会社が入札等により相手方を選定する方法により行う請負その他の契約の締結に関しては、同法の規定が適用される。

② 官民出資会社が成果品として納めた積算資料を基に葉山町が工事等に関する入札を行う際には、パートナー事業は、当該入札に参加してはならない。

第５ 応募者の参加資格要件

１ 応募者の構成

① 応募者は、官民出資会社への出資及び官民出資会社の経営が実施できる単独の法人（以下「応募法人」という。）又は複数の法人で構成するグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

② 応募者は、応募法人又は応募グループの構成法人の名称及び官民出資会社において業務遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

③ 応募グループの場合、構成法人の中から当該グループを代表する法人（以下「代表事業者」という。）を定め、応募に係る手続き、連絡等の一切は町と代表事業者との間で行うものとする。

④ 応募グループの場合、構成法人の全てが出資を行い、グループ全体で第３.４に示すパートナー事業者の出資割合を満たすものとする。

⑤ 応募法人又は構成法人の変更は原則として認めない。ただし、構成員を変更せざるを得ない事業が生じた場合は、町と協議するものとし、町が変更を認めた場合はこの限りではない。

⑥ 応募法人又は構成法人と資本面又は人事面において密接な関連のある者が、単独で応募すること及び、他の応募グループの構成法人となることはできない。

２ 応募者の要件

（１） 一般事項

応募法人又は応募グループの構成法人が、次のすべての事項に該当すること。

① 法律行為を行う能力を有すること。

② 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなされていないこと。

③ 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされていないこと。

④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされていないこと。

⑤ 会社法に基づき会社の特別清算の申立がなされていないこと。

⑥ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項各号に掲げる入札参加停止の事由に該当しないこと。

⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にないこと。

⑧ 事業実施可能申込書の提出期限の日から過去２年間に不渡手形又は不渡小切手を振り出していないこと。

（２） 実績要件

応募法人又は応募グループの代表者は、次に掲げる①又は②のいずれかの事項に該当すること。

① 元請けとして、地方公営企業法適用後の公共下水道事業における経営戦略策定（改定含む）又は下水道の処理場、ポンプ場及び管路施設のストックマネジメント計画の策定（改定含む）に関する業務を受注した実績

② 国内において、PFI 事業の運営を行う SPC の出資者としての実績を有すること。

第６ 応募に関する手続き

１ 事前公募スケジュール

募集要項等の公表から官民出資会社の本格運用開始までのスケジュールについては、以下の表のとおりとする。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに町のホームページで公表する。

日程	実施事項
令和８年 10 月 15 日（木）	事前公募の募集要項の公表
令和８年 10 月 29 日（木）	事前実施可能申込書の提出期日
令和８年 11 月上旬	事前実施要件等確認通知書の送付
令和９年 ２月中下旬	株主間協定の締結
令和９年 ４月	本格運用開始

第７ その他パートナー事業者の公募に関し必要な事項

１ 問合せ先及び各種書類提出先

葉山町環境部下水道課

住　　所：〒240-1112
神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地

電話番号：　046-876-1111　内線 362

E-mail　：　gesuidou@hayama.kanagawa.jp

担 当 者：　秋本